敷地内禁煙のお知らせ

令和元年7月1日より

敷地内禁煙



健康増進法第25条の定めにより、地域住民の生命と健康を支える医療機関として、より良い療養環境を提供するため、当院敷地内を全面禁煙といたします。患者様をはじめ、病院をご利用される皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【補足事項】

- 禁煙エリアは、右図面をご参照ください。
- 駐車場における車内喫煙もご遠慮ください。
- 電子タバコもご遠慮ください。(従来のタバコと同じ扱い)
- 近隣の皆様に迷惑にならないようルールやマナーを守ってください。

~ 喫煙に関する情報 ~

- ★ 日本人の死因の第1位は癌(がん)、第2位が心疾患、第3位が脳血管疾患、第5位が 肺炎ですが(H29年統計より)、これらは喫煙が関与する疾患とされています。
- ★ たばこ (無煙を含む)は I ARC (国際がん研究機関) の発がん性分類において、最も影響の強いグループ1に分類し、受動喫煙による健康への慢性的悪影響を指摘しています。
 (受動喫煙・・・・自分の意思とは関係なく副流煙を吸い込んでしまうこと)

医療福祉センター倉吉病院

禁煙エリア

